

群馬県

群馬県における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について

群馬県では、県内の各圏域または市町村ごとに設置されている「保健・医療・福祉関係者の協議の場」の取組を推進し、地域での連携体制の構築に取り組んでいます。また、県レベルでは、精神障害者ピアサポーターの養成及び活動推進、精神障害者の支援にあたる関係者の資質向上を目的とした研修の実施、居住支援協議会と連携した「精神障害者の住まいの確保」のための啓発活動、家族会による電話・対面での相談の実施等を通して、精神障害のある方や精神保健に課題のある方が地域で安心して暮らせる体制づくりに取り組んでいます。

今年度は、「協議の場」が地域の課題の抽出・解決のための場となるよう、各圏域または市町村の取組を支援していきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

群馬県において、精神障害のある人が地域で安心して自分らしい生活を送るために、保健、医療、福祉の関係者が連携し、一体となって支援する体制を構築する。

- 措置入院者の退院後支援
措置入院となった精神障害者が、退院後にどの地域で生活することになっても十分な医療、福祉、介護、就労等の支援を受けられるよう、必要性が特に高いと思われる措置入院者に対して、退院後支援を行う。
- 県「協議の場」の運営、各市町村・圏域「協議の場」の取組促進
保健、医療、福祉関係者による協議の場に対して、情報提供やアドバイザーの派遣等を行い、取組促進を図る。
- 精神障害者ピアサポート活用事業
統合失調症等により入院している精神障害者の地域移行を促進すると共に、退院した当事者が自分らしく社会に参加できるよう、精神障害者を支援する当事者「ピアサポーター」を養成し、活用する。
(令和5年度までに養成したピアサポーター：229名)
- 精神障害者の地域移行に関係する職員に対する研修
市町村、精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するための研修を実施する。
- 精神障害者家族への支援
精神障害者家族に対し、同じ立場の家族による電話・対面での相談の場を設ける。また、家族の思いを伝えるための研修会や講演会を開催する。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- 平成20年度～平成24年度 …… 精神科病院入院患者実態調査の実施、地域移行推進員の配置
- 平成23年度～ …… 精神障害者地域移行支援事業運営協議会の設置（県「協議の場」）
- 平成25年度～平成26年度 …… 高齢入院患者退院支援事業
- 平成25年度～ …… ピアサポート活用事業（ピアサポーターの養成、病院との交流、普及啓発活動）
- 平成26年度～平成28年度 …… 分野を問わず、全ての障害者の地域生活を考えるシンポジウムの開催
- 平成28年度～ …… 精神障害者の地域移行に関する職員の研修
（H30年度～R3年度、R5年度は「精神障害者支援体制加算」取得のための研修を実施）
- 平成30年度～ …… 措置入院者の退院後支援事業
- 令和元年度～ …… 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業の実施
（R1年度：邑楽館林圏域、R2年度：太田市、R3年度：伊勢崎市、R4年度～R5年度：全県的な研修を実施）

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜昨年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 昨年度当初	実績値 昨年度末	具体的な成果・効果
市町村・圏域「協議の場」に向けた研修会の開催	1回	1回	市町村・圏域「協議の場」において、市町村の精神保健担当者と障害福祉担当者がそれぞれの困りごとを解決するヒントを得るための「ファーストステップ研修会」を1回開催した。（令和6年2月2日）
市町村担当者が参加する退院支援会議の開催	10回	68回	市町村担当者が参加する退院支援会議の実施回数は68回（中核市38回、中核市以外の市町村30回）。
住まいの確保のための啓発活動の実施	2回	1回	全日本不動産協会（群馬県本部）の会員に対して、精神障害のある方の居住支援に関する啓発のための講演を実施した。（令和5年12月1日） その他、住宅部局と連携して、県内「協議の場」関係者に対して居住支援に関する情報提供を行った。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴（強み）】

- ・ ピアサポート活用事業（ピアサポーターの養成や病院交流会等）を全県的に実施している。
- ・ ほとんどの市町村・圏域が「協議の場」が設置し、開催を経験している。
- ・ 精神障害者の退院において「住まいの確保」が大きな課題となっていることを踏まえ、住宅分野への啓発に取り組んでいる。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割（取組）	
市町村・圏域における協議の場の取組支援	「戦略会議」等の場を活用して、各地域の課題の明確化や、課題解決に向けた取組の実践に対する支援を行う。 「協議の場」構成員向けの研修を年2回開催し、地域の課題の解決を支援する。	行政	市町村「協議の場」向けの研修を開催。
		医療	研修開催時の講師、地域支援
		福祉	研修開催時の講師、地域支援
		その他	市町村が取組主体となる。
精神障害者の住まいの確保のための支援	精神障害者の退院において特に課題となる「住まいの確保」について、住宅関係者（大家）向けの啓発を実施する。	行政	事務局的作用を担う。
		医療	住まいの確保困難者への円滑な支援
		福祉	啓発事業における講師、サポーター
		その他	居住支援関係者との連携

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	見込んでいる成果・効果
地域課題の明確化・課題解決に向けた取組に対する支援を検討する場の開催	4回	4回	広域・密着アドバイザーとの打合せを活用して、地域課題の明確化や解決に向けた取組の支援を行う。
市町村「協議の場」向け研修会の開催	1回	2回	年度当初に「にも包括」の基礎を学ぶ研修、年度後半に好事例を紹介し取組を振り返る研修を開催する。
住まいの確保のための啓発活動	1回	1回	不動産関係者等に対する啓発活動を実施する。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

【にも包括構築の体制】

障害政策課、こころの健康センターを中心に、県保健福祉事務所、精神科病院、相談支援事業所、家族会等が参画する県「協議の場」を活用し、保健・医療・福祉の連携体制を構築する。

所管部署名	所管部署における主な業務	連携部署名	連携部署における主な業務
障害政策課	県「協議の場」の運営。 障害福祉、精神保健、精神医療に関する業務を所管している。	こころの健康センター	県の精神保健福祉センターとして、精神保健施策の中心を担う。精神保健に関する相談、自殺・依存症・ひきこもりの専門相談窓口、退院請求・処遇改善請求の窓口、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）の事務等を行っている。
		保健福祉事務所	各圏域の地域精神保健活動を担う。

各部門の連携状況		強み・課題等
保健・医療・福祉	<p>(保健) こころの健康センター地区担当と保健福祉事務所が連携して、地域の未受診者や治療中断者等に対するアウトリーチ支援を行っている。</p> <p>(医療) こころの健康センター主催で精神科病院MHSWを集めた会議（精神科救急業務連絡会議）を開催し、保健と医療との情報交換の機会を設けている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保健、医療の分野において、左記のように連携した取組を行っている。 福祉分野との連携のための取組を推進していく必要がある。
その他関係機関・住民等	住宅部局（県居住支援協議会）と連携して、不動産関係者向けの啓発事業を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> 県住宅部局が取組に積極的で、連携して事業に当たっている。 居住支援における好事例の蓄積が課題である。

7

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等 (課題・強み等)
群馬県精神障害者地域移行支援運営協議会 (群馬県障害者自立支援協議会サブ協議会(退院促進支援部会))	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所 精神障害者家族会 精神科病院 ピアサポート活用事業の受託事業者 市町村 保健福祉事務所 こころの健康センター 	年2回	<p>障害者自立支援協議会の部会として、精神障害者の退院促進・地域移行に関する内容を保健・医療・福祉の関係者間で検討している。</p> <p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリーぐんまプラン8(障害福祉計画)の実績と目標値について 入院者訪問支援事業について 精神障害者のアパート入居促進に係る取組について <p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院者訪問支援事業について ピアサポート活用事業の事業報告 精神障害者のアパート入居促進に係る取組について(報告) 	<p>(強み) R2年度より「精神障害者の退院後の住まいの確保」について継続的に取組を行っている。</p> <p>(課題) R6年度から入院者訪問支援事業推進会議としても位置づけるため、メンバーや開催内容の見直しが必要となることを踏まえ、当事者の参画等について検討していく。</p>

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください

8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（長期）

事業利用予定年数：令和8年度まで

長期目標

各市町村・圏域「協議の場」が、保健・医療・福祉の関係者間でそれぞれの地域の課題を抽出し、解決のための取組を実践できるようになる。

年度

実施内容

具体的な取組

令和6年度

～

令和8年度

市町村・圏域「協議の場」において地域課題の抽出、課題解決のための取組を実施できるよう、広域・密着ADを活用して支援を行う。

- 「戦略会議」（広域・密着ADとの打合せ）を通して、各地域の課題を明確化し、支援の方針を検討して、必要に応じて密着AD等による支援を行う。
- 「協議の場」構成員向けに、「にも包括」の基礎的な知識を学ぶ研修、好事例を知り自分たちの地域の取組を考えるための研修を開催する。
- 令和8年度を目安に、各市町村・協議の場が自立し、それぞれの地域の課題を抽出し、解決のための取組を実践できるよう、支援を行う。
(達成できなかった際は、引き続き構築支援事業を活用して支援を行っていく。)

9 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（今年度）

短期目標 （今年度）	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の明確化や、課題解決に向けた取組の実践について、市町村・圏域「協議の場」の取組を支援する。 精神障害者の退院において課題となる「住まいの確保」について、解決に資する取組を実施する。 	
スモール ステップ	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に「戦略会議」を開催し、地域課題の明確化や、課題解決に向けた取組支援の方針を検討する。 「協議の場」構成員向けの研修会を年2回開催し、地域課題の解決を支援する。 アパート入居においては大家の理解が必要となることから、大家の団体に対して啓発のための講演を実施する。 	
時期	実施内容	具体的な取組
4～6 月	<ol style="list-style-type: none"> 戦略会議の実施 「にも包括」の基礎を学ぶ研修の実施 	<ol style="list-style-type: none"> R5年度末の取組状況調査の結果等を元に、各地域の課題を明確化し、支援の方針を検討するための打合せを行う。 特に担当になったばかりの職員向けに「にも包括」の基礎を学ぶ研修を開催する。
7～9 月	<ol style="list-style-type: none"> 戦略会議の実施 必要に応じて、密着AD等による「協議の場」支援の実施 大家向けの啓発活動の企画 	<ol style="list-style-type: none"> 取組を振り返り、支援方針を再度検討するための打合せを行う。 検討した方針に従って各「協議の場」の支援を行う。 住宅部局との打合せ等を行い、今年度の講演内容を検討する。
10～12 月	<ol style="list-style-type: none"> 取組状況調査の実施 戦略会議の実施 必要に応じて、密着AD等による「協議の場」支援の実施 大家向けの啓発活動の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 上期の取組状況を振り返るため、各市町村・圏域に対して取組状況調査（アンケート）を実施する。 取組を振り返り、支援方針を再度検討するための打合せを行う。 検討した方針に従って各「協議の場」の支援を行う。 啓発のための講演を実施する。
1～3 月	<ol style="list-style-type: none"> 戦略会議の実施 「にも包括」の好事例の紹介、取組の振り返り・来年度の方針検討を行うための研修の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 取組を振り返り、支援方針を再検討するための打合せを行う。 「実践編」として、1年間の支援により蓄積した好事例の紹介、各市町村・圏域の取組の振り返り、次年度の取組の検討を行う研修を開催する。

群馬県 太田市

太田市における精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築について

地域と、地域で暮らす精神障がい者が安心して生活を送るために

太田市では以下のことに重点を置き、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの整備を目指します。

- 1) 精神障害者も地域コミュニティの中で暮らせるインクルーシブな地域づくり。
- 2) 重層的支援体制整備の他機関協働事業や、障がい者支援協議会との連携。
- 3) 精神保健・福祉について、見守りや相談のできる包括的な相談支援体制の強化。
- 4) 太田市包括連携協定を活用し、多職種連携を図る。

圏域の基礎情報

<基本情報入力シート>		群馬県太田市
障害保健福祉圏域数	(令和6年5月時点)	1ヶ所
市町村数	(令和6年5月時点)	1市
人口	(令和6年5月時点)	222,364人
精神科病院の数	(令和6年5月時点)	2病院
精神科病床数	(令和6年5月時点)	418床
入院精神障害者数 (令和5年6月30日時点)	合計	386人
	3か月未満 (%：構成割合)	66人 17.1%
	3か月以上1年未満 (%：構成割合)	36人 9.3%
	1年以上 (%：構成割合)	284人 73.6%
	うち65歳以上	175人
	うち65歳未満	109人
	相談支援事業所数 (令和6年5月時点)	基幹相談支援センター数
一般相談支援事業所数		5ヶ所
特定相談支援事業所数		15ヶ所
保健所数	(令和6年4月時点)	1ヶ所
自立支援協議会の開催頻度 (令和5年度)	協議会の開催頻度	全体会2回 定例会3回 専門部会12回
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有
協議の場の設置状況 (令和6年3月末時点)	市町村	1ヶ所



太田市マスコットキャラクター
おおたん



2 精神障害にも対応した地域包括ケアの構築支援事業 実施前の課題・実施後の効果等

<昨年度までの成果・効果>

課題解決の達成度を測る指標	目標値 昨年度当初	実績値 昨年度末	具体的な成果・効果
①市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	3回	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が主な業務、困りごと、強みを発表し自己紹介。各機関の理解を深めた。考え方の違いも聴取 3回目は事例検討会を開催（重層的支援体制整備事業での個別支援会議でのケース）
②他機関との関わり 「精神障害にも包括」って何？ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの説明と障がい者相談支援センターのPR回数	2回	3回	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター、精神障害者を守る家族の会の勉強会にて説明とPR 社会支援課主催の重層的支援体制整備事業の個別支援会議へ参加
③アウトリーチの取り組み	月1回	月1回	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康センターアウトリーチ事業でのケース検討 （対象者28名、こころの健康センター医師の訪問医師の診たて1件、受診に繋がった2件） 太田市地域生活支援事業のアウトリーチ事業へ精神障害者も対象に（障害受容のある方のみ）

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴（強み）】

- ①市内に入院設備を備えた精神科病院が2カ所ある。（それぞれの特色あり）②訪問看護事業所が退院後の支援をしている。
 ③精神障害対象とした地域活動支援センターが2カ所ある。④精神障害者を主とした福祉サービスを提供する社会福祉法人がある。
 ⑤障がい福祉課に隣接して障がい者（基幹）相談支援センターがあり、市役所内の各課との連携や障がい者支援事業所（相談支援事業所を含む）との連携や情報共有がしやすい。⑥市内に保健所がある。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割（取組）	
<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識の不足 担当部署が不明確 行政機関の人材不足 関係機関が同施設内になく連携が取りにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健に関する研修会への参加 関係機関や相談機関等の案内チラシの作成 組織の人材配置や委託契約による人材確保 ハード面の検討 	行政	関係機関の協力体制・地域づくりを強化
		医療	医療分野からの地域、保健、福祉へのサポート
		福祉	福祉制度の説明と利用の推進
		その他	各機関での研修会や勉強会の開催の啓発
<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉の「精神障がいにも」の向き合い方の違いがある。 市に精神保健の相談窓口がない。 (個別に相談は受けている) 	<ul style="list-style-type: none"> 協議の場を重ねることにより方向性の確認 地域の課題として認識、今後の取組みを検討 	行政	関係機関の協力体制・地域づくりを強化
		医療	医療分野からの地域、保健、福祉へのサポート
		福祉	福祉制度の説明と利用促進
		その他	地域の課題の抽出、選定

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	見込んでいる成果・効果
協議の場の開催回数	3回	3回（その他にコア会議を開催）	関係機関の協力体制の強化、顔の見える共同関係づくり
アンケートや意見聴取	2回	3回	問題意識や課題検討、自発的な課題の認識へ繋げる
研修会や普及啓発活動の実施	1回	2回	

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

【にも包括構築の体制】協議の場のメンバー

保健：健康づくり課の保健師、太田保健福祉事務所の保健師

医療：入院施設のある病院の精神保健福祉士、訪問看護ステーションの看護師

福祉：地域活動支援センター、一般相談支援事業所、伴走支援センター（重層）、こども発達支援センターの心理士

所管部署名	所管部署における主な業務	連携部署名	連携部署における主な業務
障がい福祉課	自立支援係 障害福祉サービスの支給決定、支援区分、相談支援体制に関すること。 障がい者の自立に向け障がい者支援協議会	障がい福祉課 障がい者相談支援センター	基幹センター、一般相談支援
健康づくり課	保健センターの管理運営、各種けんしん、 母子保健と健康増進事業	社会支援課 伴走支援センター	ひきこもり等相談、 重層的支援体制整備事業
		介護サービス課 地域支援係	地域包括支援センター
		子育てそうだん課	こども発達支援センター

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	健康づくり課、太田保健福祉事務所	(健康づくり課) 各種けんしん、健康相談の実施、健康講座や健康セミナーの実施 (太田保福) 精神保健相談、家庭訪問、こころの健康センターのバックアップ
医療	福祉部門とは退院時の福祉サービスの利用、 保健部門とは市長同意の入院の手続き	群馬東毛地区における精神科救急の拠点病院と認知症治療病棟設置の地域密着の2つの病院がある
福祉	重層的支援体制整備事業の個別支援会議にて 関係部門が出席	令和3年度より重層的支援体制整備事業を開始
その他関係 機関・住民等	ひきこもり・精神障害者の家族会、 精神ボランティアの会、児童民生委員	ピア活動の場がある。地域や団体等の高齢化

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等 (課題・強み等)
第1回協議の場 第2回協議の場 第3回協議の場	<p>医療： 三枚橋病院、武蔵野病院、 訪問看護事業所やすらぎ・あやめ</p> <p>福祉： 地域活動支援センターふらっと・結芽、 相談支援部会、 社会支援課（伴走支援センター）、 介護サービス課（地域包括担当係） こども発達支援センターにじいろ</p> <p>保健： 健康づくり課（太田市・新田・藪塚本 町保健センター） 太田保健福祉事務所</p>	3カ月に1回 その他コア会議 開催	協議内容 各関係機関の紹介、主な業務 (役割)、困難事例(弱み)、 できること(強み)を理解し 課題や活動方針を協議する。 事例検討会より課題抽出へ	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の関係課は連携が取りやすい体制となっている。 令和3年度から年1回は協議の場を持っている。 第7期障害福祉計画にて協議の場の開催と地域移行支援の推進を目標値を定めている。

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください

- 各機関はそれぞれ業務があり、「精神にも包括」に時間がかけられない、必要性についての温度差がある。
「精神にも包括」は法的な制度でないため強制力はない。
- ひきこもりや未受診者へのアウトリーチの実施をする機関がない。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール(長期)

事業利用予定年数：令和8年度まで

長期目標	地域の協力体制・地域づくりを強化し、顔の見える共同関係の構築	
年度	実施内容	具体的な取組
令和6年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> 協議の場にて地域の課題を明確化し課題解決の施策を練る 	<ul style="list-style-type: none"> 協議の場の開催（地域課題の検討、事例検討会実施） 「精神障がいにも」メンバー主催の行事への積極的な参加 重層的支援体制整備事業にて個別支援会議に参加 精神保健に関する研修会やセミナーの開催（年1回） 県こころの健康センターのアウトリーチ事業でのスーパーバイズを受ける 太田市包括連携協定にて企業サポートをもらう 長期入院患者の実態調査 民生児童委員へ地域で抱える困難ケースの調査